

平成23年10月28日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表 3件…………… 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
財—————298
平成23年10月24日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成21年度包括外部監査（指定管理者制度の運用状況について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概要 要の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
5 5 (7)	I 外部監査の結論 一 論点別一 1 施設サービスについて (1) PDCAサイクルの中で の施設サービスの評価	ほとんどの施設においては明確な数値目標が設定 されていないことから、事業計画段階で明確な数値 目標の設定を必要とする。 また、利用者数以外にもそれぞれの施設にふさわ しい数値目標を設定する必要がある。〔意見〕	平成23年3月2日に「秋田県指定管理者制度導入 施設における評価実施要領」を策定し、平成23年4 月末までに各施設で明確な数値目標を設定した。 数値目標の設定にあたっては、仕様書等に記載さ れたサービス水準を考慮して設定するよう、平成23 年3月2日に「秋田県指定管理者制度導入施設にお ける評価実施要領」に定めた。	対応済み	総務課
5 5 (7)	(2) 数値目標と指定管理料 について	事業計画における数値目標は、指定管理料の水準 などを考慮して慎重に決定する必要がある。〔意見〕		対応済み	
6 1 (8)	2 直営施設について (1) カテゴリー毎の監査意 見 ① カテゴリー4	県営住宅についても、指定管理者制度導入の可否 の検討は今後を進める必要がある。〔意見〕	県営住宅については、関係市と協議しながら導入 の適否について検討している。	対応中	建築住宅課
8 0 (10)	3 その他 (1) 小破修繕費用の取扱い について ① 指定管理者に対する 正確なコスト情報の提 供の指導 (2) モニタリングの実施状 況	小破修繕費用に関する詳細な明細の提出を指定管 理者に指導する必要がある。〔意見〕 今後、各課がモニタリングを実施する必要がある。 これにより所管課担当者のノウハウの維持にもつな がる。〔意見〕	平成23年3月2日に開催した庁内担当連絡会議 を通じ、小破修繕費用の確認を適正に行うことを周 知した。 平成23年3月2日に「秋田県指定管理者制度導入 施設における評価実施要領」を策定し、平成23年度 の実績を基に平成24年度から各所管課が評価を実施 することとした。	対応済み 対応済み	総務課

<p>86 (11)</p>	<p>II 外部監査の結論 一 施設別一 1 県営住宅 (1) 秋田市近郊以外指定管 理者制度を採用しないこ とについて</p>	<p>秋田県全土一括での公募も可能という条件を残し た上で北部、中部、南部の3つのエリアに分け公募 するなどの工夫をし、全ての県営住宅について指定 管理者制度導入の検討をする必要がある。 また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場 合でも近隣の市への管理代行の可能性など最良の方 策に向けての検討は継続する必要がある。〔意見〕</p>	<p>県営住宅は、公営住宅入居者ニーズ(福祉部局と の連携等)、及び管理コスト削減要請を併せ考える と、所在する地域で地元市営住宅と一体的、かつ地 域の実情に沿った管理が求められる。特に、秋田地 域振興局以外の地域振興局で管理している住宅は、 当該市営住宅と併設されていることから、県営住宅 と地元市営住宅との一体管理が望ましく、事業主体 変更(譲渡等)又は管理代行若しくは指定管理者の 活用を地元市と協議検討しているところである。 今後、協議を継続し、協議が整った市から順次、 事業主体変更又は管理代行若しくは指定管理者管理 に移行していく。</p>	<p>対応中</p>	<p>建築住宅課</p>
<p>88 (11)</p>	<p>(2) 収支計算書について</p>	<p>指定管理料と収支決算との関係がわかるように収 支計算書の表示方法を見直すことが望ましい。〔意 見〕</p>	<p>平成23年3月23日締結の「県営住宅及び共同施設 の管理に関する基本協定書」に係る収支決算書の表 示方法を見直した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>長寿社会課</p>
<p>89 (11)</p>	<p>(3) 指定管理料の精算につ いて</p>	<p>協定書を締結する時点で渡し切りとする費目と年 度末に精算する費目の区分を明確にすると同時に、 精算する費目については収支報告で区分した上で内 訳も詳細に報告させることが望ましい。〔意見〕</p>	<p>平成23年3月23日締結の「県営住宅及び共同施設 の管理に関する基本協定書」において、渡し切り及 び精算する費目を明確にするとともに、平成22年度 から精算する費目の詳細内訳を報告させることとし た。</p>	<p>対応済み</p>	<p>長寿社会課</p>
<p>96 (12)</p>	<p>2 北部老人福祉総合エリア 3 中央地区老人福祉総合エ リア 4 南部老人福祉総合エリア (1) 設備の利用状況(北部 老人福祉総合エリア)</p>	<p>「茶室」など利用率が極端に低い箇所(設備)に ついては、料金を下げるかあるいは他の用途で使う などの工夫が必要である。〔意見〕</p>	<p>地域の単位老人クラブ会長宅の訪問など、広報の 充実を図り、利用率の向上に努めてきている。茶室 を宿泊室へ転用することも検討したが、高齢者の生 きがい創出とレクリエーションのための便宜を供与 することを目的としたエリアの設置目的に鑑み、引 き続き茶室として使用することとし、利用率向上に 一層努める。</p>	<p>対応済み</p>	<p>長寿社会課</p>

1 0 3 (1 2)	(2) 施設の運営主体(中央地区老人福祉総合エリア)	中央シルバーエリアの現状を鑑みると、県として行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての検討が必要である。例えば、施設については民間に譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える福祉事業については別途運営主体に委託する等の方法も考えられる。[意見]	新行政改革大綱の平成22年度実施計画において県有施設の譲渡・貸与については指定管理を継続することとした。エリアについては指定管理を継続することとした。	対応済み	
1 0 5 (1 2)	(3) 宿泊事業のあり方(中央地区老人福祉総合エリア)	宿泊事業の収支が中央シルバーエリア全体の収支にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の継続の是非について十分に検討する必要がある。[意見]	検討の結果、エリアの設置目的に鑑み、宿泊事業は継続すべきものであると考える。今後とも、利用率向上にむけ、ラジオ放送を活用するなど広報を充実させ、利用率の向上や利用料収入の増に努める。	対応済み	
1 1 3 (1 2)	(4) 設備の利用状況について(南部老人福祉総合エリア)	破損して利用できないテナイスコートについて、今後の用途を明確にした上で必要な措置を講ずる必要がある。[意見]	南部老人福祉総合エリアの敷地は、横手市からの借用地を含むことから、今期指定管理者を含めた三者で協議し、方向性を決める。	対応予定	
1 1 3 (1 3)	(5) 宿泊施設について(南部老人福祉総合エリア)	利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に宿泊施設が必要かについての検討も行う必要があるものと思われる。[意見]	検討の結果、エリアの設置目的に鑑み、宿泊事業は継続すべきものであると考える。今後とも、利用率向上にむけ地域の老人クラブへの営業活動の強化、送迎の工夫や広報の充実に努める。なお、定員については実態に即した形とすることで協議しているところである。	対応済み	
1 1 4 (1 3)	(6) 在宅老人介護センター、診療リハビリセンター終了後の対応(南部老人福祉総合エリア)	コミュニケーションセンター入口に向かって左側に従来在宅老人介護センター、診療リハビリセンターがあった区域がある。これらはいずれも終了しているが、終了後の空きスペースを有効活用しきれない場所があった。何らかの活用の検討が必要である。[意見]	有効活用について指定管理者と検討しているところであり、今期指定管理期間内に横手市を含めた三者で協議し、活用方法を決める。	対応予定	
1 2 1 (1 3)	5 高清水園、阿桜園 (1) 指定管理者を公募することの妥当性について	県が実施した指定管理の説明会の内容を踏まえると、ハート面からは公募の準備が整っておらず、ソフト面からは施設の特異性から、秋田県社会福祉事業団以外には施設の運営を任せることが不可能であったと考えられる。よって、公募としたことが妥当であったかは疑問である。今後、公募とするか非公募とするかについて慎重な検討が必要であろう。[意見]	県有社会福祉施設について、障害者自立支援制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、自立した運営形態への転換を進めるため、平成23年4月から指定管理者であった秋田県社会福祉事業団に施設を貸与し、運営を移譲した。	対応済み	障害福祉課

133 (14)	6 総合生活文化会館 (1) 県主催事業と自主事業 の明確化の必要性	仕様書において指定管理者が行うべき文化振興業務とされている催し物や演奏会と判断するには困難なものについては、県主催事業ではなく、自主事業、すなわち指定管理者が自ら企画・立案して、自己の責任と費用(管理委託料を除く)において実施する事業として行う必要がある。〔意見〕	平成23年度からの新たな指定管理期間においては、県と指定管理者が協議の上、仕様書に定める県主催事業と指定管理者が行う自主事業との区分を明確化し、それぞれの事業を実施している。	対応済み	県民文化政策課
144 (15)	7 県民会館(生涯学習センター 一分館含む) (1) 収支状況について	事業報告における収支状況は当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。〔意見〕	指定管理者と調整を図り、平成22年度の事業報告から、収支状況欄において内訳を詳細に記載するよう改善した。	対応済み	県民文化政策課
144 (15)	(2) 施設設備について	将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。〔意見〕	観客用のエレベーターを新たにホール内に設置することとし、平成23年度中に竣工予定である。	対応中	県民文化政策課
165 (17)	8 森林学習交流館 (1) 損益状況の明確化	収支上の問題を明確化するために、そして県と指定管理者の責任範囲を明確化するために事業別の損益を明確化しておく必要がある。このことについて、指定管理者と十分に協議し、具体的な対応を図る必要がある。〔意見〕	平成23年度からの新たな指定管理者と協議をし、事業別の損益を明確化するため指定管理対象外の部門も含めた部門別の利用人数と売上げを毎月、損益(営業利益)については年度末に報告してもらうこととし、平成23年4月から報告が提出されている。	対応済み	森林整備課
169 (17)	(2) 設置目的の成果の明確化	設置目的を達成するために公益性の高い学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数を増やしていくことが望まれる。そのために、学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数について具体的な目標数を定めておき、実績との対比を的確に行うとともに、その損益状況を明確にする必要がある。〔意見〕	利用者数を増やすため、林業関係者をはじめ教育機関、町内子供会などへの働きかけを行った。また、平成23年4月に各施設別の利用目標を設定した。部門別の損益については、上記記載のとおり報告されている。	対応済み	森林整備課
208 (21)	9 体育施設(向浜スポーツゾーン) (1) 事業そのもののあり方 について(秋田県立運動 広場)	秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。〔意見〕	向浜運動広場のテニスコートについては、県民ニーズを把握した上で、廃止、他施設への改修なども含めて検討する。	検討中	スポーツ振興課

2 2 3 (2 2)	III 外部監査の結論 一 秋田県総合公社と指定管理者制度について一 1 収支均衡の問題	総合公社は指定管理業務の収支報告の記載方法について、実態が明瞭に表示されている表示方法に改めていくよう秋田県と協議する必要がある。[意見]	平成23年3月2日に開催した庁内担当者連絡会議を通じ、小破修繕費用の確保を適正に行うことを周知した。	対応済み	総務課
2 2 4 (2 2)	2 歳入増減の主な原因の記載	事業報告書は指定管理業務の成果を具体的に示す必要があり、歳入歳出の予算あるいは前年度決算額との変動については、その原因を具体的に記載しておく必要がある。[意見]	平成23年3月2日に「秋田県指定管理者制度導入施設における評価実施要領」を策定し、平成23年度の実績を基に平成24年度から各所管課が評価を実施することとした。	対応済み	

平成22年度包括外部監査（秋田県における補助金の執行事務について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概要 の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
5 (2)	1 コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金	(1) 「事業計画書の記載方法」 申請時に提出を求める事業計画書には、当該事業の損益計画を記載する様式になっているが、申請者の中には収支計画を記載していない。県はこの様式をとり、記載が徹底されるように修正するとともに、申請支計画を記載するように修正するとともに、申請者に対し、損益計算ではなく収支計画を提出するように徹底すべきである。[指摘事項]	平成23年度から、様式を修正するとともに、事業計画書のうち資金計画書の記載に当たり、収支計画を提出するよう徹底した。	対応済み	地域活力創造課
(2)		(2) 「申請書の記載内容」 この補助事業は、ビジネスの手法を活用するものであるから、本来利益が出るような事業計画を補助対象と認めるようにすべきである。 県は申請書上ビジネスとして成り立つというところが判るような記載を申請者に求めるか、ビジネスとして成り立つという判断を行い補助金の申請を受理するのであれば、そのことが判るように申請書等に記録として残すべきである。[指摘事項]	申請書（応募書の事業計画）の中に資金計画を記載する欄があるが、ビジネスとして利益が出るかどうか判断とされるよう、起業年度も含め3カ年度の収支計画を記入することとした。この様式に基づき、収益性が上がるよう平成23年度から、申請者と事前協議を行っている。	対応済み	

<p>6 (3)</p>	<p>2 地域計画推進事業費補助金</p>	<p>(1) 「提出書類の確認」 補助対象者が提出した収支精算書に記載誤りがあった。補助金額に影響はないが、「収支精算書」は補助金交付の目的適合性及び金額の正確性を確認する資料であり、受領の際には厳密な確認作業が必要である。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「人件費にかかる作業内容の把握」 補助対象事業者のうち団体Bにおいては、別棟の加工所で作業を行っている作業員の人件費が補助対象経費とされているが、作業員からの領収証が提出されているもの、作業員が補助対象経費として認められる業務を行っているかについて書面上確認が難しい状況にある。 県は補助対象事業者に対し、作業日報の作成・提出を義務づける等、かかった経費の内容を正確に把握できるような体制を整えるよう指導すべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(3) 「設備購入目的の補助事業適合性」 機器購入の主目的が自己の商品開発販売ではなく、受託業務に使用することであったとすれば補助事業として適切であったか問題がある。県は、交付要綱、実施要領の目的、要件をよく吟味し、補助金申請の是非、事業実施の是非を判断すべきである。 また、本件については、事業目的に適合する利用の割合が少ないのであれば、補助事業としての適切性が問われることになる。県は、今後この設備が目的通り使用されているか確認を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>平成22年度で事業が終了しており当該事業での対応はできないが、今後、類似事業を実施する際には指摘を踏まえ補助対象事業者の指導を行う。</p> <p>平成22年度で事業が終了しており当該事業での対応はできないが、今後、類似事業を実施する際には指摘を踏まえたと対応を図る。</p> <p>同上</p>	<p>対応済み</p> <p>対応済み</p> <p>対応済み</p>	<p>地域活力創造課</p>
<p>10 (2)</p>	<p>3 選手強化対策費補助金</p>	<p>(1) 「補助対象事業の規定化」 交付要綱によれば、この補助金は競技力向上対策事業に要する経費が対象になるが、競技力向上対策事業とはどのような事業であるかについて、この補助金の交付申請時の説明会で配られる説明資料に記載されているだけであり、規定（要綱、要領）化されていない。この事業の内容につ</p>	<p>平成23年4月1日に選手強化対策費補助金実施要項の一部を改正し、競技力向上対策事業の内容について規定化した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>スポーツ振興課</p>

<p>(6)</p>	<p>き、要綱、要領を作成し規定化する必要がある。 〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「補助金の交付目的との整合性」 この補助事業はスポーツ選手の競技力向上を図るために実施され、このために研修会等の事業が行われるのであるが、この補助目的に合致しているか疑義がある事業がある。また、交流試合等を行うには強化指定選手の定義に該当する選手の参加がないことから、この補助事業に定義されるいわゆる強化事業には該当しないものと判断せざるを得ない競技もある。県は全ての競技において、この補助事業に該当するものかどうかについて再点検を行う必要がある。〔意見〕</p>	<p>平成23年度の補助事業実施の際、補助対象となっている全ての競技において、事業が補助目的に叶っているかどうかを精査し、要項に定義された強化事業に合致しないものについては、補助金の交付を行わなかった。</p>	<p>対応済み</p>	<p>国際課</p>
<p>(7)</p>	<p>(3) 「旅費の支給額」 実費精算を基本（少なくとも実費以下）にして旅費の支給を行うよう、県は補助対象となる団体に申し入れを行うべきである。〔意見〕</p>	<p>平成23年4月1日に選手強化対策費補助金実施要項の一部を改正し、実費精算としていなかった、個人に直接支払われる県内移動に対する交通費を補助対象外とした。</p>	<p>対応済み</p>	<p>国際課</p>
<p>13 (9)</p>	<p>4 在外県人会活動費補助金</p> <p>(1) 「補助対象事業の再構築」 本県との交流の担い手となる人材の育成や本県への情報発信の促進といった活動に重点が置かれることが必要であり、それによって観光客の誘致や本県企業者の南米との商取引の増加につながるような活動を促進する方向で補助金を有効活用すべきであり、補助金の内容を再構築すべきである。〔意見〕</p>	<p>補助金の要領を改正し、平成23年度から県人会所在地において積極的に秋田県の広報活動を実施する県人会に対し助成することとし、補助金の申請時に計画書を提出してもらい、南米地域において本県の広報活動に努めてもらう。 人材の育成については、これまでも県人会が積極的に担ってきており、補助金を有効に活用するよう促していく。</p>	<p>対応済み</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>16 (5)</p>	<p>5 福祉施設経営指導事業費補助金</p> <p>(1) 「補助事業の実態把握」 県は、社会福祉協議会から日報、作業報告書を提出させ、補助事業として具体的にどのような作業が行われているのか把握し、補助金が目的どおり効率的に使用されているかについて評価すべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「補助金の効率的な使用」 県は、社会福祉協議会に対し、指導活動の活動</p>	<p>従来から事業の実施状況を毎月報告させていたが、平成23年度からは、これに個別の相談内容の報告も加えることとし、どのような作業が行われているか具体的に把握し、評価している。</p> <p>平成23年7月27日に社会福祉法人の新会計基準が</p>	<p>対応済み</p> <p>検討中</p>	<p>福祉政策課</p>

18 (6)	6 軽費老人ホーム事務費補助金	日数を特定の曜日にする等、一日当たりの相談件数を上げる施策を講じるよう指導するか、補助金の廃止を含めた制度の抜本改正を行うべきである。〔意見〕	示され、今後これに対応した社会福祉施設等への指導の強化が必要となるなど、社会福祉協議会の業務量の増加が見込まれる状況にある。こうした状況も踏まえながら検討を行う。	長寿社会課	対応済み
19 (8)	7 社会福祉施設職員退職手当 共済費補助金	(1) 「概算払の時期」 補助先への申請提出依頼通知の発出が9月になってから行われており、結果として各施設において重要な収入である補助金を受け取る機会を半年間与えられていないという状況となっていた。県は申請書提出依頼通知の発送時期を早める等の対応を行うべきである。〔指摘事項〕	平成22年3月に補助金交付要綱を改定し、毎年5月末日までに交付申請書を提出するよう定めている。	長寿社会課	対応予定
20 (5)	8 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金	(1) 「医療機構の資金運用」 補助先の独立行政法人福祉医療機構において多額の信託運用損が発生していることから、県は資金の運用を安全に行うよう福祉医療機構に申し入れを行うべきである。さらに、福祉医療機構の決算書を毎期入手し、資金運用について監視を行い、今後このようなリスクの高い資金運用を行うのであれば補助金の交付を取りやめる等の措置まで視野に入れた対応を行うべきである。〔意見〕	独立行政法人福祉医療機構の監督官庁である国に対して、県の包括外部監査で当該意見があった旨を情報提供する。 なお、当該補助金は、全国的な枠組みの中で各都道府県が拠出しているものであり、本県のみ補助金の交付を取りやめることは困難と考える。	長寿社会課	対応済み
20 (5)	8 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費補助金	(1) 「実績報告」 この補助金にかかる実績報告には、人件費及びその他の経費について大区分の事業ごとの総額を記載するのみであり、各実施事業の具体的な支出内容は記載されていない。県は、実施事業ごとに支出の内容を検討し、交付すべき補助金等の額を確定するのであるから、事業毎に費目の明細を提出させるべきである。〔指摘事項〕	平成22年度の実績報告書から、事業毎の費目の明細を提出させている。	長寿社会課	対応済み
(3)		(2) 「人件費の管理業務への適正配賦」 法人の決算書では管理費のうちの人件費が0円となっている。即ち、この補助事業に係る実績報告に記載されている人件費の中には法人全体の管理業務を行ったことに対する人件費が入っているのであって、人件費を法人全体の管理業務に適正に配賦すべきであった。県は、正しい実績内容を報告するよう指導すべきである。〔指摘事項〕	補助金は事業実施に必要な人件費分として交付しており、実績報告も適正である。 人件費の配賦については、公益財団法人として適正なものとなるよう指導していく。	長寿社会課	対応済み

2 2 (5)	9 秋田県介護保険苦情処理業務実施事業費補助金	<p>(1) 「調査員等の業務内容の把握」 補助事業の実施状況に係る調査について、現状では、実績報告書の提出をもって完了としており、具体的な作業内容の把握等は行っていない。 県は、補助先である秋田県国民健康保険団体連合会において調査員等が行った業務に係る日報、報告書を徴求し、それも調査対象に加えるべきであり、連合会に対し作業日報、作業内容の報告書等の作成、提出を義務づけるべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「事業に応じた補助制度のあり方」 近年は補助基準額を縮小していることから、結果として補助金交付額が減少傾向となっているが、相談・苦情及び苦情申立受付件数も減少しており、介護保険制度が浸透してきた状況を踏まえれば、補助基準額を縮小するという補助金の算出方法ではなく、相談件数に応じて補助金の額を算出する方法の導入も検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>平成23年度の補助事業の実績報告に向け実績の確認方法について検討し、対応する予定である。</p> <p>平成24年度以降の補助金交付について、その存続も含め検討する。</p>	対応予定	長寿社会課
(9)				検討中	
2 4 (3)	10 保険医療機関指導費補助金	<p>(1) 「交付要綱」 交付要綱上定額とされている補助金の交付額について、実際の交付額が定額の指導費と件数割で算出される特殊レセプト協力費との合計額となっており、交付要綱と異なった取扱いとなっている。予算の上限があったことにより、結果として予算の額（定額）と同じ額となったことから、特殊レセプト協力費を補助対象とする際に要綱の修正が漏れていたものである。 本来、交付要綱をよく確認した上で補助金の予算申請を行っていただければ防げたことであり、県は、要綱をよく確認した上で事務手続を行う必要があった。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「補助金の必要性」 保険医療並びに福祉医療の周知徹底と請求事務のアップグレードは職業専門家である医師自らがその責務において行うべきであり、また、医師会及</p>	<p>件数割り分については、平成22年7月分をもって廃止している。今後、他の事業についても同様のことがないように努める。</p> <p>福祉医療は保険診療を行う者に義務として課された医療制度ではなく、県医師会及び県歯科医師会の協力により県と市町村が単独事業として実施してい</p>	対応済み	長寿社会課
(10)				対応困難	

26 (10)	11 放課後児童健全育成事業費補助金	<p>び歯科医師会の収支状況から補助金がなくとも事業の遂行に問題はない。</p> <p>県は自らの自助努力で補いきれないものについて補助金の交付を行うことを原則とすべきである。当該業務において医師会等に対する補助金交付を敢えて行う必要はなかつたのであり、この補助金は廃止すべきである。〔意見〕</p>	<p>るものである。</p> <p>本補助金は、県が行っている保険医療機関の個別指導、集団指導に第三者としての立場での立ち会いに要する経費(立ち会い医師の旅費、日当等)が主たる内容であるが、福祉医療の実施に係る会員指導等(制度変更時の周知等)の事業協力に要する経費も対象としており、継続が必要と考えている。</p>	検計中	子育て支援課
27 (12)	12 母体健康増進支援事業費補助金	<p>(1) 「事業実績報告書の提出期限」 3月末まで補助対象事業が実施されており、実務上交付要綱に定めた日までに県に実績報告書を提出できない状況となっている。実務上の締め切りを4月とする県の方法は補助事業の性格からやむを得ないものであるが、この取り扱いに問題がないとは言えないであろう。会計制度が実務の実態にそぐわない点があることについて国レベルで検討が行われていることではあるが、県としても機会をみてこの問題の解決に向けた発言をすべきである。〔意見〕</p>	<p>現在、国において、当該補助金を含め、様々な子育てサービスに対する補助金・交付金を一本化し、国から市町村への直接交付金とする「子ども・子育て新システム」を策定中であり、その動向を注視しながら、具体的な対応について検討する。</p>	対応済み	健康推進課
28 (7)	13 フッ素洗口推進事業費補助金	<p>(1) 「経費の圧縮」 通常発注量が多ければ単価は低くなるものと思われるが、市町村によっては、発注量が多いのに単価が高くなっている場合がある。県は、これら単価の差については地域性もあることから大きな影響はないとしているが、市町村が実施する事業であっても県の補助金に関係するのであれば、経費を圧縮する方向で検討を行うべきなのであつて、市町村に情報提供を行う等必要に応じて適正な指導を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>市町村が、当該事業の執行のために薬剤を購入する場合、法令等に基づき見積合わせや入札等の方法により、適正に事務執行しているものと認識している。</p> <p>県では、これらの薬剤の購入単価については、これまでも補助金関係書類の中で、概算の参考価格を示してきたが、このたび、平成22年度事業実績を基に、薬剤の購入単価・数量の状況を関係市町村に新たに情報提供を行った。また、あわせて薬剤購入事務の執行に際しては、法令等に基づき一層の競争性の確保を図るよう関係市町村に通知した。</p>	対応済み	健康推進課

30 (7)	14 厚生連病院改築促進支援事業費補助金(利子補給分)	<p>(1) 「JAからの借入」 県は、病院改築整備に伴うJAからの長期借入に対する利子補給及び一部について損失補償を行っている。 これに対しJAは、通常の貸出金利より利率を下げ、県の農林水産部が所管する農業関係制度資金である農業近代化資金と同じ金利で融資することにより、その責任の一部を果たしてきている。 しかし、県から損失補償を受けている貸付についても、近代化資金と同じ利率となっており、その合理性について検討する必要がある。県からの損失補償があることは貸付金の回収に懸念がないということであり、他の貸付金よりも低い利率にする余地があるのであって、それによりこの補助金の額を減らすことができる。県は今後損失補償を行う貸付金については、より低い利率となるよう厚生連を指導すべきである。〔意見〕</p>	<p>今後厚生連病院改築に必要な貸付については、県より無利子貸付を行うこととしており、新たに損失補償を付する予定はないが、損失補償を付した貸付を受ける場合は、より低い金利で借入するよう指導した。</p>	対応済み	医務課
32 (5)	15 広域的医療機能施設運営費補助金	<p>(1) 「補助対象経費の検証方法」 実績報告書により報告される事業費がこの補助金の対象となる救命救急センターに対する支出のみであるか否かについて、現在行っている決算書類の整合性の確認だけでは確認できるものではない。共通して発生する経費については各事業に按分するための基礎数値(診療収入、面積、医師数等)の根拠やその妥当性の検証等を行うことが必要である。県は、これらの手続を実施し、事業実績報告が適正なものかを確認する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>実績報告書により報告される事業費について、それを裏付ける伝票や明細等の書類を添付させることにより確認を行った。また、基礎数値の妥当性についてでも検証を行い、適正なものであることを確認した。</p>	対応済み	医務課
33 (5)	16 総合周産期母子医療センター運営費補助金	<p>(1) 「補助対象経費の検証方法」 補助事業に要した経費について、県は、この補助金の場合も、15.広域的医療機能施設運営費補助金同様の検証方法により適正性を確認している。広域的医療機能施設運営費補助金の場合と同様の検証方法に改めるべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>実績報告書における事業費について、総合周産期母子医療センター分に係る、医師等の人数や、按分率に係る係数等の検証を行うなどの確認方法の改善を行った。</p>	対応済み	医務課

3 4 (5)	17 救急医療支援事業費補助金	(1) 「補助対象経費の検証方法」 補助事業に要した経費について、県は、この補助金の場合も、15.広域的医療機能施設運営費補助金同様の検証方法により適正性を確認している。広域的医療機能施設運営費補助金の場合と同様の確認方法に改めるべきである。〔指摘事項〕	実績報告書において、救急医療分に係る、医師等の人数や、按分率に係る係数等の検証を行うなどの確認方法の改善を行った。	対応済み	医務薬事課
3 5 (3)	18 医療提供体制推進事業費補助金(救命救急センター運営事業)	(1) 「補助対象経費の記載方法」 交付要綱別表第一では、当該補助金だけではなく他の補助金の対象経費についても定められているが、対象となる経費のうち「その他の費用」の記載方法について補助金によって列挙される内容が異なっており、記載方法が統一されていない。交付要綱別表第一の対象経費の記載方法については見直しが必要である。〔指摘事項〕	秋田県政策的医療関係施設運営費補助金交付要綱別表第一の対象経費の記載方法を統一する改正を行い、平成23年4月1日から適用している。	対応済み	医務薬事課
3 6 (5)	19 死因調査研究事業費補助金	(1) 「領収証の入手」 この補助金は、突然死等の異状死体に対して準行政解剖を行った執刀医に対して支払われる執刀医鑑定料も補助対象とされている。ここで鑑定料を支払った医師からは通常領収証を徴収するものであるが、慣行的にA病院所属の医師からは領収証の入手を行っていない。 県は医師会に対しA病院所属の医師からについても領収証を徴収し保管するよう指導すべきであるし、完了検査時においても、このような慣行を是とすることなく完了検査を行うべきである。〔指摘事項〕	補助先である医師会に対し検査を行い、会計の記録を確認したところ、支払い関係の問題が無いことを確認した。なお、領収証は保管していないが、領収証の代わりに、医師個人の銀行口座への振り込み記録を保管しており、客観的に支払いが確認できるためとした。 また、平成22年度分の支払い記録について、検査時にその写しを提出させた。併せて、平成23年度以降完了検査時には、支払い関係記録を提出するよう指示した。	対応済み	医務薬事課
3 7 (3)	20 看護師等養成所運営費補助金 21 医療関係者養成確保対策費等補助金(看護師等養成所運営事業)	(1) 「A養成所に対する補助金の額の計算」 補助事業等実績報告書における補助金の計算過程の誤りについて、県は補助対象事業者に対して定められたルールに基づき交付申請・実績報告を行うよう指導すべきであり、また、事業終了に当たっては厳正な審査を行うべきである。〔指摘事項〕 (2) 「B法人における人件費の取扱い」 A養成所の一般事務員5名については、実際には法人(B法人)全体としての事務業務も行って	補助対象施設に対し、補助金の計算方法を示した通知文を送付し、再度確認を促した他、実績報告書において、収入の使用用途の検証を詳細に行うなどの審査方法の改善を行った。 人件費について適切な基準により按分するよう指導し、実績報告書とともに、按分方法の根拠を示す	対応済み 対応済み	医務薬事課

<p>4.2 (2)</p>	<p>22 青少年育成秋田県民会議補助金</p>	<p>いるが、学校に所属していないと加入できず、本私立学校共済事業団の保険に加入していることから、その人件費を全てA養成所に帰属するものとしていたことである。この人件費については適切な基準により按分するように県はA養成所を指導すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>(1) 「補助対象事業の明確化」 交付要綱によれば、この補助金は青少年育成秋田県民会議推進事業に要する経費が対象とされているが、この事業の内容自体を具体的に記載した文書は残されていない。県は対象とする補助対象事業の定義を明確に定め、要綱、要領等に規定化してから補助事業を行うべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「補助事業継続の必要性」 県民会議は、法人化にあたり行政や民間から寄付金を募り、これを基金として積立て、この資金を国債等で安全運用しつつその果実を活動資金に充てるというスキームで法人化されている。しかし、このスキームは今や成り立たない環境になってきており、加えて県の財政も相当程度厳しいものになってきていることを考慮すれば、事業活動に使用できる資金を有している県民会議に対する補助金の交付は他の事業に比べて優先度を低くせざるを得ないのではないかと。県は県民会議の事業活動を再構築し、当該補助金を廃止する方向で検討を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>平成23年度に「青少年育成秋田県民会議補助金取扱要領」を定め、補助対象の事業を明確にした。</p>	<p>対応済み</p>	<p>県民文化政策課</p>
<p>4.5 (5)</p>	<p>23 秋田県芸術文化振興基金補助金</p>	<p>申請者に対し、申請時及び実績報告時に交付要綱等を遵守するよう指導するとともに、県においても、補助金交付時の事務処理の際、補助事業実績報告書が交付要綱等に従った内容になっているかを確認するなど、交付要綱、取扱要領の遵守を徹底した。</p>	<p>申請者に対し、申請時及び実績報告時に交付要綱等を遵守するよう指導するとともに、県においても、補助金交付時の事務処理の際、補助事業実績報告書が交付要綱等に従った内容になっているかを確認するなど、交付要綱、取扱要領の遵守を徹底した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>県民文化政策課</p>	

<p>(7)</p>	<p>(2) 「領収証の記載内容」 補助事業等実績報告書に添付されている証憑の中に金額記載のない受領書がある。これはスタッフに対する謝金として商品券を渡したことに對するものであるが、謝金として渡したのであれば金額を記載した領収証を受領しておくべきであった。県は金額を記載した領収証を受領するよう指導すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>領収証を受領するよう指導している。</p>	<p>対応済み</p>		
<p>(7)</p>	<p>(3) 「補助対象経費の妥当性」 補助先団体の内規等によって旅費の額が異なってくるのは公平性の観点から問題がある。補助対象経費として認めるのは実費相当額を限度にすべきである。 また、団体の構成員に対する謝金について、取扱要領には構成員であるか否かの区別があるだけであり、常時の活動の有無は問題とされていない。その団体が主催したイベントに参加しても休団中であることを理由に特定の構成員に対する謝金を補助対象にすることは、取扱要領に規定された補助対象外経費であることを免れる抜け道にもなるのであって、県は取扱いを明確にすべきである。 〔意見〕</p>	<p>平成23年度から、補助対象となる交通費を実費相当額とした。 また、「休団中」の取扱については、休団中であっても団員名簿に登載され、団員としての身分を有している場合には補助対象外とした。</p>	<p>対応済み</p>		
<p>49 (9)</p>	<p>24 アスベスト対策資金保証料 補助金</p>	<p>(1) 「事業の必要性」 この補助金は、中小企業者がアスベスト除去工事のために行った借入金(信用保証料)が補助対象となる。保証は当該借入金の約定期間を通じて行われるため、当初借入を行った年度だけではなく約定期間満了年度まで補助金が交付されることになるが、この補助制度を新規に利用する事業者は平成19年度を最後に発生していない。 制度利用が低調な理由に除去工事期間中の休業や不況の深刻化による資金調達の困難といった事業者側の事情があるのであれば、この不況下ではこの制度を利用する事業者が今後増えることを期待するのは困難である。 アスベスト除去対策を推進しようとする県の方針は今後必要なものであるが、アスベスト除去工事の一部について直接補助する等、他の制度に</p>	<p>平成22年度をもって、アスベスト対策資金貸付事業を終了したことから、今後、新たな補助対象が生じることはない。 アスベスト対策については、日本政策金融公庫の融資制度を紹介する等しながら、引き続き建築部局と連携し、戸別訪問して働きかけていく。</p>	<p>対応済み</p>	<p>環境管理課</p>

50 (11)	25 ポリ塩化ビフェニル廃棄物 対策推進事業費補助金	<p>よる解決を検討すべきである。〔意見〕</p> <p>(1) 「処理の促進による補助金の有効活用」 支出した補助金の活用状況に鑑みれば、日本環境安全事業(株)に対し本県の処理割り当てを増やすように申し出を行い、処理の促進を図るべきである。県は処理の促進を図ることによりこの補助金の有効活用を推進する必要がある。 また、処理基金の対象となる県内の中小業者にも未だ処理申し込みを行っていない者がある。県は処理申し込みについてさらなる働きかけを行うべきである。〔意見〕</p> <p>(2) 「処理基金への抛却の必要性」 処理を促進することが必要であるにしても、PCB処理基金に対して本県は167百万円もの前払がある状態となっている。多額の前払がある状態にもかかわらず、今後も毎年19百万円も処理基金に資金を抛却する必要があるのかについて慎重に検討を行う必要がある。県の財政状況を考えるならば、これから数年先に処理を行うものに対する処理費用に対し、敢えて前払を行う必要はないのであって、本来処理を行う年度に抛却すればよい。既に交付した補助金を取り返すことは出来なくとも、既支払額が処理量に見合った額になるまで抛却を見合わせるべきである。〔意見〕</p> <p>(3) 「抛却基金の負担割合」 抛却基金の負担割合について、県は環境省に申し入れを行い、人口比ではなく、処理見込み台数等、より合理的な配分方法に変更するよう申し入れを行うべきである。 また、事業終了時において処分量等適切な基準に基づき精算を行うよう環境省に申し入れを行うべきである。〔意見〕</p>	<p>日本環境安全事業(株)北海道事業は平成20年度から処理開始されているが、処理にあたっては設置場所である北海道の物を優先的に処理し、平成24年度まで処理する取り決めとなっている。北海道の処理量を除いた処理可能量を北海道以外の自治体に割り当てており、各県とも本県と同様の状況であるため、本県のみが割り当ての増量を主張することは不適切である。 県内中小業者の処理申し込みの促進については、未登録事業所を重点的に立入調査し、登録を指導中である。なお、指導は、未登録事業所が無くなるまで継続する。</p>	環境整備課	対応困難
(10)			<p>抛却の見合わせについては、制度上の可否や見合わせた場合の影響等について、環境省に問い合わせをしており、その状況を踏まえ対応方針を検討する。</p>	検討中	
(7)			<p>負担割合については、環境省が「政府の事業再仕分けにおける評価結果等を踏まえ、PCB廃棄物処理事業の進捗及び助成の対象となる中小業者のPCB廃棄物保有台数等を勘案しつつ、必要に応じて造成額の見直しを行う」としていることから、その状況を踏まえ対応方針を検討する。 また、事業終了時の精算についても併せて検討する。</p>	検討中	

5 5 (4)	26 産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金	(1) 「補助金の用途の確認」 協会が行う監視カメラの設置費用を、「研修会の開催及び広報・啓発に要する経費」として補助対象と認めることは要綱の運用上適切性を欠いていると言わざるを得ない。県は要綱の定義に従って適正に補助金の審査を行うべきである。なお、監視カメラに係る経費を除く「研修会の開催及び広報・啓発に要する経費」が補助金額を上回っているため、補助金の交付額に影響はない。〔指摘事項〕	補助金の審査に当たって、事業内容、経費等を精査し、補助対象要件に合致していることを確認の上、補助金を交付するとともに、補助対象事業及び経費の明確化等を図るため、平成23年度に補助要綱を改正した。	対応済み	環境整備課
5 6 (4)	27 生活衛生営業指導センター補助金	(1) 「事業実績報告書の記載内容」 県はセンターにおいて補助事業に要した経費の額が申請時に提出された対象経費の額以上であること、領収証等の合計額が算出内訳以上の額となっており、領収証等の合計額が算出内訳以上の額となっており、経費が適正なものとして事業実績報告書を受領しているが、その内容が申請時の内容と同じとなっており、経費が適正なものであるか判断できなかつたはらずである。県は実態を記載した算出内訳の提出を求めべきであった。〔指摘事項〕	平成22年度分から実績報告書提出時に算出内訳を記載した事業別元帳を添付させるとした。	対応済み	生活衛生課
(3)		(2) 「補助対象経費の把握」 事業実績報告書の記載を経費毎に見ると、センターで要した各経費毎の全額が記載されておらず、補助事業の実態が把握できない状況となっている。 事業実績報告書の様式について、センターが行った補助事業も含まれた全体がわかるような様式に改めるか、全体がわかるような資料を提出するよう指導すべきである。その際には補助事業で使用した額の算出根拠も明確にする必要がある。〔指摘事項〕	平成22年度分から実績報告書に算出根拠を明確にするため事業別元帳を添付させるとした。	対応済み	
(4)		(3) 「年度末直前の補助事業対象経費にかかる支出」 県は、特に年度末近くの経費については当該年度の事業のものであるかについて把握を行うべきである。〔指摘事項〕	平成21年度において各事業が年度末に集中したことによる切手等の購入支出であったが、平成22年度については、その都度必要分の切手等を購入し適切に執行管理するよう改善通知を行った。	対応済み	

(4)	<p>(4) 「実施した事業内容の記録」 センターは、実施した事業内容（ここでは大会等への参加）を説明出来るように資料を作成する必要がある。 県は、事実関係を調査し適切な対応を行うことが必要であるが、それとともに、大会等において補助対象事業の目的どおり補助金が使われていることを説明できるような資料を整えるよう、センターを指導する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>事実関係を調査した結果、旅行命令等は規程により適切に処理されているが、出張後の復命書に配布書類だけが添付され具体的な復命が記載されていない状況のものもあったことから、復命書の作成にあたっては、出張の結果が今後の事業展開に反映されるよう具体的な記載をするよう改善通知を行った。</p>	対応済み
(4)	<p>(5) 「事業費の科目の整理」 当初交付申請額の科目間流用ができないものとして指導を受けた経緯もあり、本来執行すべき事業費目でなく当初交付費目で整理がされていた。 県が厚生労働省に確認した結果、科目間流用に関する問題ないとの見解を得ていることから、県はあべき会計処理を行うようセンターを指導する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>厚生労働省より科目間流用について問題ないとの見解を得て、平成22年度から適正な会計処理となっている。</p>	対応済み
(4)	<p>(6) 「補助対象業務」 経営指導員が行う業務に係る補助対象はあくまで局長通達で定義された業務に限られることを認識させる必要があるが、事実関係を調査し適正な対応を行うことが必要である。 また、経営指導員経費に限らず交付要綱、局長通知等の内容をよく把握し補助金の申請を行うようセンターを指導すべきである。〔意見〕</p>	<p>厚生労働省に確認した結果、昭和49年の局長通達に定める経営指導員の業務については、代表的な業務を例示しているものであり、それをもって経営指導員が他の業務ができないものではないとの見解であったことから、これに沿って国の補助要綱に定める業務を適切に行うよう指導している。</p>	対応済み
(6)	<p>(7) 「補助対象経費の合理性」 評議員会の議長役となった評議員に対する議事録の説明のための出張は、本人が当然そこに行ったのであるから、特に必要なものとは思われず、また、署名捺印も郵送で足りるはずである。 補助金の原資は県民の税金であり、無駄な支出、合理的でない支出を行ってはならない。県は、センターに対し無駄な支出を行わないように指導する必要がある また、センターの服務規程には、簡易なものについては口頭復命できると記載されているとのことであるが、補助金として執行するものについて</p>	<p>当該出張については、センターの評議会議事録への署名捺印依頼と併せて県の生活衛生同業組合理事長である評議員から組合の県と地区の課題等について把握（経営相談）するために行ったものである。 なお、経営相談内容についての復命がセンターの服務規程に照らし軽微なもの（口頭復命）として処理されていたことから、補助事業に係るものは、すべて書類として残すよう改善通知するとともに、平成22年度の補助対象事業すべての復命記録について確認を行っている。</p>	対応済み

6 1 (6)	28 フロンティア 農業補助金	は全て記録として残すべきである。〔意見〕 (1) 「事業実績報告書の添付資料の徴求」 実務上、市町村から県への事業実績報告書提出日までに、研修生から最終月までの出勤簿の入手が困難な場合であっても、後日入手し保管すべきである。〔指摘事項〕 (2) 「事業実績報告書の提出期限」 3月末まで補助対象事業が実施されており、実務上交付要綱に定めた日までに県に実績報告書を提出できないうちとなっている。実務上の締め切りを4月とする県の方法は補助事業の性格からやむを得ないものであるが、この取り扱いに問題がないとは言えないであろう。会計制度が実務の実態にそぐわない点があることについて国レベルで検討が行われていることではあるが、県としても機会をみてこの問題の解決に向けた発言をすべきである。〔意見〕	出勤簿については、後日入手し、保管している。 現在の会計制度に関する問題点については、国において地方自治法の抜本的な見直しに関する具体的策について検討が行われており、全国知事会においても提言を行っていることから、国における検討を注視していく。	農林政策課	農林政策課
(1 2)				対応済み	
6 2 (2)	29 集落型農業法人育成総合支 援事業費補助金	(1) 「提出書類の確認」 申請内容に計算誤りがあったことから、申請者である市町村に対し申請額を正しく計算するよう指導する必要がある。また、書類・計算の誤りは申請の段階で検出するよう申請書類の審査を厳正に行う必要がある。〔指摘事項〕 (2) 「補助金算定上の数値の記載」 補助金算定の前提となる数値に誤りがあった。県は正しい数値を記載し補助金を計算するよう、申請者である市町村を指導すべきであった。〔指摘事項〕 (3) 「運用ルールの実施要綱等への取り込み」 交付要綱の運用について、文書化されルール化されているものがあるため、運用の内容を要綱、要領に定め、採択要件を明確にすべきである。〔指摘事項〕	集落型農業法人育成総合支援事業費補助金については平成21年度をもって廃止となっており、今後、類似事業を実施する場合は、指摘に基づき審査等を厳正に行う。 同上 同上	対応済み 対応済み 対応済み	農林政策課
(2)					
(3)					

68 (9)	30 農地保有合理化事業費補助金	<p>(1) 「補助事業の効果の測定」 この補助金については投じたコストに対してどれだけの実績をあげることができたのかが問われるべきなのであり、少なくとも現在の実績報告書からはそれが見えてこない。 県は、農業公社に対し、実績報告書に記載されている内容のほか、事業目的の達成状況についても報告させるべきである。〔意見〕</p>	<p>実績報告書に、事業活用農家の事業実施後の経営拡大状況を添付するよう指導した。</p>	対応済み	農林政策課
70 (11)	31 大潟村上方地区関係補助金	<p>(1) 「土地利用の早期実現」 この補助金は、八郎潟干拓に際して秋田県農業公社が取得した土地の利活用方法が定まらない限り今後も義務的に発生するものであることから、早期に利活用方法を決定すべきである。〔意見〕</p>	<p>当該土地については、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」において、自然浄化施設用地として位置づけられており、平成23年4月に環境省の湖沼浄化活用事業に選定され、植生浄化実証試験施設の整備を行うこととしている。</p>	対応済み	農林政策課
72 (11)	32 就農促進サポート事業費補助金	<p>(1) 「就農支援活動の事業量」 この事業のうち就農相談については、現時点で対応する専任職員の稼働率が高いとは言えないことから、この稼働率を向上させる方向で検討を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>就農相談員の稼働率向上にむけ、就農希望者向けの相談窓口が常設されていることについて積極的なPRを行うとともに、首都圏等、県内外の農業関係イベントの場を活用した出張相談を強化している。</p>	対応済み	農林政策課
73 (6)	33 農業近代化資金特別準備金補助金	<p>(1) 「概算払の必要性」 補助先である秋田県農業信用基金協会は、準備金の対象となる保証、求償権の全請求が行われたとしても応じることが出来るほど資金力があると判断することが出来、補助金の概算払がなくても資金面において影響を及ぼすものではなく、経営に何ら影響を与えない状態であったと言える。交付要綱によれば、県はこの補助金に関し概算払を行うことが出来、この規定どおり事務を行ったのであるが、概算払を行う場合には、補助金交付先の財政状況を慎重に判断し、これを行う必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>概算払を行う場合は補助金交付先の財政状況を判断のうえで行うこととし、平成22年度については精算とした。</p>	対応済み	農林政策課 団体指導室
(10)		<p>(2) 「補助金交付の必要性」 秋田県農業信用基金協会の財務状況からみて、十分な弁済能力があり、また最近における取崩の実績がない状況であれば、このまま補助金を交付</p>	<p>当該補助金は、担い手農業者が必要とする制度資金の円滑な融通を図るため、農業信用基金協会の無担保・無保証人による保証引受リスクに備えて積み</p>	対応困難	

78 (4)	34 農業経営負担軽減支援資金 利子補給補助金	し続ける必要はなく、県は当該補助金を廃止する方向で検討すべきである。〔意見〕	立てる特別準備金に対する助成であり、県として重要な施策であること、また補助金の対象となる特別準備金は前年12月末における保証残高及び求償権残高に對して定まり、前年度未積立額が当年度必要額を超えている場合は補助は行わないなど、県は必要以上の補助金を交付しているものではないことか、現時点では廃止は考えていない。	農林政策課 団体指導室
(9)	(1) 「利子補給金打ち切り該当者の発生」 事業者が利子補給対象外となっているにもかかわらず、融資を行っている金融機関が県への報告を怠り、県から利子補給金の支給を受けていた。県は当該金融機関に対し、利子補給金の返還を求め、かかるべき措置を行うべきである。 また、支援資金の融資を行っている金融機関に対し、要綱、要領の内容を再度説明する等、制度の内容を周知させるべきである。〔指摘事項〕 (2) 「延滞者に対する県の関与」 金融機関から報告がない場合においても、県は独自のシステムにより事業者の延滞発生状況を把握することができるのであるから、県の側から金融機関に対し積極的に延滞事業者の状況を報告させるようにすべきである。〔意見〕	(1) 「地籍調査の進捗状況」 この事業は、今後も長い年月と多くの経費が予想される事業であり、県も多額の県費を投じることとなる。 県は、市町村に対し、国の促進策の積極的な活用等により地籍調査事業の更なる推進を求めるとともに、一般競争入札の導入の徹底等により事業費がより安価となる方法を採用することについても助言する必要がある。〔意見〕	当該金融機関に対して、事業者が利子補給対象外となった時点で遡って補給金の返還を求め、平成22年12月8日に返還済みである。 また、当該金融機関を訪問し指導を行ったほか、制度資金取扱説明会において支援資金の融資を行っているすべての金融機関に対して、あらためて要綱、要領の内容を説明し、適切な事務処理についての周知徹底を図った。 県においても事業者の延滞発生状況の把握に努め、必要な場合は金融機関の貸付金の管理状況について調査を実施し報告を求めていく。	農山村振興課
81 (7)	35 地籍調査費補助金	(1) 「交付準備金の有効性」 県の財政状況に鑑みれば、現在の秋田県青果物価格安定基金協会に資金を一括で積み立てる方法よりも、過去の交付状況を加味して一定の資金を積み立てておく、価格が一定水準以下に下落する	事業主体である市町村の一般競争入札の導入については、公文書や各種検査及び担当者会議などで助言を行った結果、11市町中、4市町において指名競争入札から一般競争入札などに変更を行っている。残る7市町では『入札の電子化』の導入などの入札制度に課題をもっており、今後は、これらの動向をみながら、適切に助言していく。	流通販売課
83 (11)	36 特定野菜価格安定対策事業費補助金 37 秋田県園芸作物価格補償事業費補助金	本制度は野菜産地の育成支援策として、国、県、生産団体等が必要資金を造成することにより、価格低落時に速やかに生産者に補給金を交付し、生産者の所得の確保と再生産を促すことを目的とした全国	対応困難	対応困難

87 (7)	38 あきたの水田農業チャレン ジ対策事業費補助金	<p>ことになった年度に追加で必要額を支払うという 方法で対応したほうが、補助金により造成される 資金を無駄に寝かせておくこととはなくなり有効に 活用できることとなる。 県の負担することとなる積立額の造成方法の見 直しを行い資金が有効に活用できるように、交付 金の造成方法の見直しを国に求めるべきである。 〔意見〕</p>	<p>一律の制度である。 秋田県青果物価格安定基金協会が実施している特 定野菜、園芸作物についても、価格が下落した場合、 全額補償できるように積算された資金造成単価に、交 付予約数量を乗じた額を関係機関が全額納入するこ とで制度の維持を図っているものである。 そのため、価格が一定水準以下に下落した年度に 追加で必要額を支払うといった制度に変更すること は困難である。 なお、前期末の準備金積立額から当期の補給金交 付額を差し引いた残高と期末に計算された準備金積 立金との差額を交付準備金として積み立てており、 県は必要以上の補助金を交付しているものではない。</p>	水田総合利用課
89 (6)	39 数量調整田滑化推進支援事 業費補助金	<p>(1) 「実績書の実施要領への準拠の必要性」 市町村等から助成を受けた事業者も県の定める 様式により実績書を作成すべきであるが、様式に 従わず自ら区分を設けて実績書を作成している場 合がある。 あらかじめ定義された費用区分に整理して実績 書に記載することは、県のチェックも行いやすくす るものであり、市町村としても当該経費が補助対 象経費として認められるものであるかセルフチェ ックが行えることとなる結果、補助金の適正な執 行に繋がる重要な作業である。県は市町村に対し 記載方法の徹底を指導すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>指摘内容に基づき、平成23年2月に交付要綱等を 改正した。</p>	水田総合利用課
(3)		<p>(2) 「実績書の記載と対象経費の支出の妥当性」 複写機の維持管理費に関し、複写機が複数の事 業で使用されていたとしても原則的には個々の事 業毎に管理、使用量を把握すべきである。県は事 実を反映した金額をもって実績書を作成するよう 指導すべきである。 また、県の補助金による年度末の大量の消耗品 の購入は認めるべきでない。経費の使用について 市町村を指導すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>平成23年3月1日付けで、各地域振興局担当者に 対して指摘に沿った指導を行うよう通知した。 また、今後、経理検査等の機会を通じて、市町村 に対し指摘事項に留意した事業実施とするよう指導 した。</p>	水田総合利用課
(4)			<p>平成23年3月1日付けで、各地域振興局担当者に 対して指摘に沿った指導を行うよう通知した。 また、今後、経理検査等の機会を通じて、市町村 に対し指摘事項に留意した事業実施とするよう指導 した。</p>	水田総合利用課

9 2 (2)	40 秋田米総合支援対策事業費補助金	(1) 「交付要綱・実施要項」補助交付先である協議会の議事録からは、補助金で購入された汎用の乾燥機の使用目的が大豆であったことが明らかである。 水田農業ビジョンに基づき米以外の作物の機械購入も補助対象とするというのであれば、交付要綱等の改正を行ってから補助対象とすべきであった。事業の趣旨が正確に理解されるよう交付要綱等を改正する必要がある。(指摘事項)	指摘内容に基づき、平成23年2月に交付要綱等を改正した。	対応済み	水田総合利用課
9 4 (1 0)	41 自衛防疫強化対策事業補助金	(1) 「補助金の予防接種普及啓発への効果」補助単価が実際の接種手数料のおよそ4/100と接種手数料に占める補助金の割合が低いため、この補助金の予防接種普及啓発への効果は低いものと言わざるをえない状況である。 補助金には人件費が含まれていないことから、合理的な基準により按分した人件費を加え、補助事業に係る額を把握した上で、補助金の存続について検討を行うべきである。〔意見〕	予防接種手数料に対する補助金の占める割合は低い状況であるが、県が自衛防疫推進のために農業公社や地域の自衛防疫組織等に関与することにより、関係機関が一体となつて予防接種等の家畜衛生対策に取り組む体制が維持されている。 県の支援の在り方については、農業公社をはじめ、関与している市町村、関係団体と検討中である。	検討中	畜産振興課
9 6 (9)	42 優良雌牛導入促進事業補助金	(1) 「保留年数の実施要領への記載」実施要領では、補助金の交付対象牛については台帳によって繁殖及び子牛出荷成績を整理保存することとされているが、繁殖素牛の導入後の保留年数については明確に規定されていない。事業が21年度で終了しているため規定化はできないが、補助金が有効に活用されていることを確認するため、県は補助対象となつた優良雌牛の保留状況について追跡調査を行う必要がある。〔意見〕	繁殖牛の耐用年数は6年とされていることから、平成21年度に保留した繁殖素牛が6年間供用された平成26年度未まで、交付対象牛の保留状況について、追跡調査を実施している。	対応済み	畜産振興課
9 7 (3)	43 水土里直播支援事業補助金	(1) 「補助金交付要件の厳守」運用解釈のための質疑応答で定める、面積要件を小さくする方向に調整できるとする運用は、経費が一定以上かつた事業の全てを補助対象とすることが可能となり、面積要件を定めている要綱に矛盾する。 加えて当該質疑応答は平成22年2月に改定されているが、本来次年度から適用すべきであり、平成21年度の事業に適用すべきではない。質疑応答	要綱と矛盾するとして指摘を受けた質疑応答の、「増加面積の一部を控除して、交付事業面積当たり経費を算定することは可能である」については、「増加面積の一部を控除して、交付事業面積当たり経費を算定することはできない」に改定し、平成23年4月1日から施行した。	対応済み	農地整備課

99 (12)	44 森林整備活性化造林事業費補助金	<p>に記載されたような運用を行うにしても、交付要綱、実施要領と矛盾のないように規定間で整合性を計ったうえで事務の執行を行うべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(1) 「将来の損失発生の可能性」 この補助金は、日本政策金融公庫の森林整備活性化資金を借り入れられるための条件となっており、この補助金がなければ秋田県林業公社は森林整備活性化資金の借入を行うことができないが、県がこの補助金を交付するのは、林業公社が破たんすることなく、今後も継続して事業を展開できることが前提となるのであって、この前提を満たさないものであれば、この補助金に効果を認めることはできない。 林業公社への支援が無駄にならないように、公社の経営内容を常に把握し、最善と思われる方向に公社を指導していくことが必要である。〔意見〕</p>	<p>平成20年3月に策定した林業公社の第8次長期経営計画の長期収支について、毎年度、最新の木材価格を適用して再試算し、その時点での経営収支見込みを常に把握している。また、計画の実施状況を管理し、改善が必要な場合は時機を逸することなく改善策等を指導している。さらに、次期の第9次計画は平成24年度に策定予定で、社会情勢や森林・林業の施策等の変化に対応した最善の経営改善策となるよう指導していく。 なお、平成22年度以降、公庫からの借入はなく、当該補助金の交付はない。</p>	森林整備課 対応済み
101 (10)	45 緑化推進活動事業費補助金	<p>(1) 「類似する補助事業との事業内容区分の明確化」 この補助事業のほかに、「秋田県水と緑の森づくり税」を原資とした「秋田県水と緑の森づくり事業」を補助事業として行っているが、県は県民からみて使途がわかりやすくなるように、特に類似する補助事業との間では事業内容の区分を明確にし適切な対応を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>特に類似する補助事業については平成23年度からは本補助事業対象から除外し、事業内容の区分を明確化した。</p>	森林整備課 対応済み
102 (11)	46 植樹・育樹ふれあい支援事業費補助金	<p>(1) 「県外ボランティアの参加」 この補助事業については、本来的には、県民自ら身近に森林へ親しむ機会を作り、県民の森づくりへの理解を深めることがより重要な目的であるはずであり、補助を受ける市に対し県民ボランティアの参加率を上げるよう要請すべきである。〔意見〕</p>	<p>植樹・育樹ふれあい支援事業実施要領を平成23年3月15日に改正し、都市交流型の場合は、県内と県外の参加者が同程度とすることとした。</p>	森林整備課 対応済み
104 (6)	47 森林ボランティア活動支援事業費補助金	<p>(1) 「ボランティア団体の人件費」 ボランティア団体が申請した事業経費のうち、委託費の名目で計上されていた金銭の支出先が外部の第三者でなく、ボランティア団体のメンバーであったものが検出された。当該団体が県に提出</p>	<p>森林ボランティア活動支援事業実施要領を平成23年3月15日に改正し、委託費の内容の詳細が把握できる様式とした。 また、事業申請者向け「補助事業の手引き」を平</p>	森林整備課 対応済み

<p>105 (9)</p>	<p>48 秋田ソウル国際定期便乗継 利用事業補助金</p>	<p>した事業計画や実績報告書では委託費の内容の詳細が明記されておらず、県としては判断に必要な事実関係の把握ができなかったとのことであるが、このようなリスクを低減するためには、補助金の申請者に対し、補助対象事業経費の範囲・判断基準について、事前レクチャー等を実施し、抽象的な内容の支出についてはヒアリングで確認する等の管理をより徹底すべきである。〔意見〕</p>	<p>成23年3月に作成し、事業の事前レクチャーに活用することとした。</p>	
<p>(6)</p>		<p>(1) 「販売価格への反映にかかる妥当性の検証」 補助金が旅行代金総額に対して充当され、旅行代金が減額されているのかわかりにくいことから、ツアー客に発行した領収書に加え、旅行代金の内訳等、見積書に相当する書類も実績報告に添付させ、事業実施の確認を行うようにすべきである。〔意見〕</p> <p>(2) 「補助対象経費の妥当性」 県は、この補助事業の「旅行事業者によるソウル便を利用した商品造成の推進」という事業目的に則り、添乗員分についてもチラシ・新聞広告等の宣伝広告経費への充当や旅行経費全体の削減が商品販売価格に反映されるなどの理由で補助を認めてきたこととされており、実施要綱を厳密に適用すべきであったと、添乗員に対する補助を再検討すべきである。〔意見〕</p> <p>(3) 「宣伝広告費、販売促進費等に要する経費としての妥当性の検証」 旅行会社が企画した商品と催行された旅行が異なることとなった経緯を確認した上で両者を同一のものとして補助対象としている事例について、ある旅行商品の広告をみて旅行への動機が生まれ、その商品ではない旅行を行うことはよくあることとあり、これを影響があるから全て補助対象と認めたのでは、旅行会社の広告費全てを補助対象として認めることにつながるものであって、拡大解釈を行うべきではない。県は、このような事例の妥当性に関する検証はより慎重に行うべきである。〔意見〕</p>	<p>平成23年度から見積書又は見積書に相当する書類を添付させることとした。</p> <p>平成23年度から添乗員分の補助を廃止した。</p> <p>平成23年度から宣伝広告費、販売促進費への充当を認めないこととし、販売価格への充当に限定している。</p>	<p>観光課</p> <p>対応済み</p> <p>対応済み</p> <p>対応済み</p>

<p>(10)</p>	<p>(4) 「乗継利用事業に対する助成金の効果」 現在の補助金の恩恵を受けた旅行者がいることは事実であるが、今のままではそれ以上に大きな効果があるとは必ずしも言うことはできない。国際定期便の利用を促すのであれば、仁川空港の利便性をPRする等、他の方法によった方が効果的である。国際定期便を利用してソウル経由で他国へ行くことを促すのではなく、他の国際定期便利用促進の補助金と統合すべきである。[意見]</p>	<p>(5) 「類似の補助金との統合」 旅行商品のチラシ制作費用について、秋田ソウル国際定期便利用旅行企画促進事業補助金においても補助対象となる余地があり、これら補助金の統合を含めた整理が必要である。[意見]</p>	<p>当該補助金は仁川空港の乗り継ぎ客を増加させ、ソウル便の安定運航を目的としている。 助成導入後は乗り継ぎ利用客が着実に増加しており、効果が上がっていると考えている。</p>	<p>対応困難</p>
<p>(10)</p>	<p>111 (6)</p>	<p>49 観光地バージョンプ推進事業補助金</p>	<p>平成23年度から宣伝広告費、販売促進費への充当を認めないこととし、販売価格への充当に限定している。</p>	<p>観光課</p>
<p>113 (11)</p>	<p>50 秋田韓国交流促進事業補助金</p>	<p>(1) 「補助対象外経費の妥当性」 サメ注意を促す看板の製作費用は、要綱上、補助対象とは言えず、補助対象経費として認めることについて慎重な判断をすべきであった。[意見]</p> <p>(1) 「国際課における国際交流事業との統合」 韓国との交流事業のみを観光課の担当とすることは、合理的でない解釈をしなければならぬ。補助事業を生み出すことにもなりかねず、事務の効率性の阻害にもつながることから、国際交流事業は国際課に統一すべきである。[意見]</p>	<p>補助金交付要綱及び実施要領に基づき事業内容を精査し、補助対象経費の認定については慎重に判断している。</p> <p>観光課が所管している理由は、将来の継続的な交流につながるよう草の根交流や修学旅行での交流事業を支援し、ひいてはソウル便の利用者増に繋げていくためであり、一般的な国際交流とは性格を異にするものである。</p>	<p>観光課</p>
<p>114 (10)</p>	<p>51 秋田ソウル国際定期便利用旅行企画促進事業補助金</p>	<p>(1) 「補助対象経費の妥当性」 この補助金のソウル便利用促進協議会における使途について、個別の旅行会社の広告宣伝活動に係る経費に対する補助が7,385千円となっており、補助金総額7,500千円の大部分となっている。 個別の旅行会社が開発した商品に関する広告宣伝は当該会社が自らの負担で行うべきであり、この補助金は廃止すべきである。[意見]</p>	<p>一般のアウトバウンド利用客の需要掘り起こしという課題への対応として必要な事業であり、存続が必要と考えている。</p>	<p>観光課</p>
<p>115 (12)</p>	<p>52 冬季誘客イベント支援事業補助金</p>	<p>(1) 「十和田観光に係る県の意思の反映」 このイベントの総事業費は38万円となっており、県市町村からの補助金で290万円を賄っている。</p>	<p>予算規模及び負担割合については青森県、十和田市と話し合いの上決定していること、及び県の予算</p>	<p>観光課</p>

<p>116 (9)</p>	<p>53 国際定期便運航推進補助金</p>	<p>このうち、青森県側の負担内訳は青森県が15百万円、十和田市が9百万円であり、補助金の大部分は青森県側が占めている。 現在、秋田県側の負担が少ない状況にあるが、補助金の負担割合はイベントへの秋田県側の意思を反映しやすくすることに繋がるものであり、秋田県側にも効果が望めるのであれば、応分の負担をし、より積極的に関与していくべきである。〔意見〕</p> <p>(1) 「補助金の意義」 韓国への国際定期便を維持するため特定の航空会社に補助金を交付する方法から、黙っていても航空会社の方から定期便開設の申出が行われるように本県の魅力をPRする方法へ軸足を移動すべきである。 また、他の航空会社にも積極的に国際定期便開設を呼びかけ、競争原理が働くような環境を整えるべきであり、搭乗率が高水準の今だからこそ、現在の補助事業が最適なのかについて検討を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>上の制約から負担額を増やしていくことは難しいが、秋田県側をより効果的にPRできるようなイベントの実施内容等について事務局に対し積極的に働きかけをしていく。</p>	<p>観光課</p>
<p>118 (9)</p>	<p>54 地方鉄道運営費補助金(秋田内陸縦貫鉄道)</p>	<p>(1) 「補助金支給の効果測定」 今後、輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要であるし、このまま補助金で経常損失を補てんし鉄道を存続させることの是非についても再検討する必要があることになる。 これに対し、鉄道の便数をこのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが、これを検討するにあたり、鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を収集し、試算することが必要である。さらに、この経済効果算出のための基本データは毎年変化していくものであるから、適宜補正していく必要がある。〔意見〕</p>	<p>補助額については段階的に見直しをしてきているが、東日本大震災の影響で韓国からの観光客需要が減少していることもあり、ソウル便が安定的に70%を超えている搭乗率を維持できる見直しは立っていないことから、現在の補助事業の見直しには慎重な対応が必要であると考えている。</p>	<p>建設交通政策課</p>
<p>119 (9)</p>	<p>55 地方鉄道運営費補助金(由利高原鉄道)</p>	<p>(1) 「補助金支給の効果測定」 輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況</p>	<p>内陸線を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計については、県統計でも把握しておらず、今年度、会社やシンクタンク等と連携し、調査を実施する予定であり、現在、調査手法を関係機関と詰めている段階である。 また、運行本数の削減やバス等への転換に係る経費については、平成19年度に試算しているが、必要に応じてデータを更新していくとともに、経済波及効果についても反映させるよう、その手法について検討していく。</p>	<p>建設交通政策課</p>

1 2 1 (9)		<p>が続けば、追加の施策も必要となっていくことが予想される。補助金により経常損失を補てんし鉄道を存続することの意義についても再検討が必要となる事態も予想される。鉄道の便数をこのまま維持した場合一減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが、これに必要な情報は、必要な鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関に関する情報の準備を今のうちから収集し、試算の準備をしておく必要がある。〔意見〕</p>	<p>統計は把握しているものの、由利高原鉄道沿線近辺のみに着目した観光消費額の統計は把握しておらず、その把握手法について今後関係部署や鉄道会社と検討していく。</p> <p>また、代替交通機関とする場合には、最善な交通手段の在り方も含めて今後検討していくが、バス等の代替交通機関への移行費用については、鉄道会社及びバス会社等とともに鉄道・バス路線等の運行回数や利用客数、平均乗車密度などを把握し、その費用を試算する。由利本荘市が平成23～24年度にかけてバス路線の再編を行う予定であり、その結果を受けて平成25～26年度に検討を開始する。</p>	建設交通政策課	対応済み
1 2 2 (9)	56 地方バス路線維持費補助金	<p>(1) 「補助金により購入した車両の早期売却の確認」補助金によって新規に購入された車両については、毎年度定期的に、継続して所有（使用）していることの確認を行い、補助金支給に継続的効果があることを確認すべきである。〔意見〕</p>	<p>毎年度、バス会社3社に対する補助事業ヒアリングを実施しており、その中で使用状況を把握する。</p>	建設交通政策課	対応済み
1 2 3 (9)	57 生活バス路線等維持費補助金	<p>(1) 「平均運行回数、乗車密度と補助金支給効果」この補助事業の目的は、地域内の生活交通の確保であるが、限られた財源の中、補助金は有効に活用することも求められており、平均乗車密度又は平均運行回数が少ないといった利用度合いが小さい系統路線については補助事業の有効性について検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>平成22年度から補助制度を見直し、利用度合いが小さい路線を、主にタクシー等の車両による「マイタウン・バス」へ移行するよう促している。</p>	建設交通政策課	対応済み
(6)	58 建設業新展開トリアール活動事業補助金	<p>(1) 「補助金支給に対する効果把握」補助金支給の効果の把握は補助金交付年度の次年度において行われるのみであるが、この補助金の対象となる事業はいずれも新たな事業であり、交付直後に効果が具現化することはなかなか難しいものである。補助事業がどのような効果を創出するのかという情報は今後の県の施策にも参考になるものであるから、県は、翌事業年度だけではなく、その後も継続して対象事業者を訪問し、効果の把握を行うようにすべきである。〔意見〕</p> <p>(2) 「要綱上の対象事業の判断」補助事業等実績報告書に添付されている調査等</p>	<p>本事業実施の2者に対しては、平成22年、23年に実態調査し（いずれも8月に実施）その後の状況を追跡している。</p> <p>今後とも調査を継続し、事業効果の増大と補助金の適正な執行管理に努める。</p> <p>意見を踏まえて、当課においても改めて事業実績</p>	建設管理課	対応済み

<p>124 (3)</p>	<p>59 道路環境整備活動推進事業 補助金</p>	<p>結果報告書の記載内容や補助対象事業者からの内容聴取から、県は、補助対象である調査研究の業務委託に該当するとしているが、添付資料を見る限りにおいて疑問を持たざるを得ない内容になっている。 直接補助事業者からその内容を聴取し、補助事業に該当するかどうかを判断し、その内容が要綱に適合すると判断した理由等を文書化しておくべきである。〔意見〕</p>	<p>書とは別に追加資料の提出を求めた。 その結果、当該事業者の実施事業は、当初計画したインテリアショップ開業という事業の多角化・新分野進出のために自ら行う事前の企画調査であり、専門的知見を得るためのコンサルティングを委託し、受託した業者は5回のコンサルティングのうち1回は千葉市での先進企業の視察、4回はインテリア業界進出の手法、インテリア事業と住宅事業との相乗効果等に関する内容)により効果的な情報を提供したものであることを改めて確認した。 従って、当該事業者の実施事業は、本事業の趣旨に沿った事業内容であると判断し、その経緯を文書に残した。</p>	<p>対峙済み</p>	<p>道路課</p>
<p>(3)</p>	<p>(1) 「提出書類の確認」 「実績報告書」は、補助金の目的適合性及び金額の正確性を確認するためのものであるため、今後、受領時には更なる確認が必要である。 また、単純ミスを防止するため、確認作業時の定型的なチェックシートを作成し、補助事業対象者に事前チェックさせる等の改善方法を検討すべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「正確な書類作成」 B市に対する補助事業の完了確認について、県は検査調査を作成し補助対象事業費を850千円と記載しているが正しくは77千円であった。差が生じた原因は検査調査作成担当者が補助金の額を勘違いしたことによるものである。 県の補助金交付額は70千円であり、補助対象事業費77千円以内であることから補助金の額の修正が必要となるものではないが、検査調査は補助金支給の目的適合性及び金額の正確性を確認するものであることから、その作成にあたっては、正確を期すべきである。〔指摘事項〕</p> <p>(3) 「使用用途の確認の統一」 補助金の使用用途の確認について、地域振興局により領収証等のコピーを受領し支出内容を検査する場合と、受領していない場合がある。交付要</p>	<p>平成23年1月17日～19日に各地域振興局建設部から職員を複数名、自治研修所に参集させ、指摘事項及び意見を周知し、確認作業の徹底を指示した。 また、単純ミスの防止を図るため、定型的な様式の電子データを補助対象事業者に配布した。</p> <p>平成23年1月17日～19日に各地域振興局建設部から職員を複数名、自治研修所に参集させ、指摘事項及び意見を周知し、検査調査の作成について指導した。</p>	<p>平成23年1月17日～19日に各地域振興局建設部から職員を複数名、自治研修所に参集させ、指摘事項及び意見を周知し、検査調査の作成について指導した。</p> <p>平成23年3月31日付けで補助金交付要綱を改正し、補助金の使用について把握するための報告様式を追加した。</p>	<p>対峙済み</p> <p>対峙済み</p> <p>対峙済み</p>	<p>道路課</p>

127 (5)	60 環境整備活動推進事業補助金	<p>綱上、領収証等のコピーを受領しなければならぬという規定はなく、県は交付先である市町村からボランティア団体への支出については市町村が実績書と領収証の照合・確認作業を行っており、県としては照合の必要はないという立場である。</p> <p>この補助金は市町村に交付されるものであり、当該補助金を市町村が適正に使用したかについての確認は県としても必要である。県は、証憑入手するとともに、これと実績書を照合することによって補助金が適正に使用されたことの確認を徹底すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>河川砂防課</p>	対応済み
128 (3)	61 空港保安対策事業補助金	<p>(1) 「補助事業に係る経費の支出内容のチェック」この補助金は市町村を通じて環境美化活動を行う愛護団体、ボランティア団体等に交付されるものであり、県は当該事業終了時に各市町村から実績報告書を徴求しているが、各団体において具体的にどのような使い方をされたのかについての詳細なチェックは各市町村に任せきりにしており、県は実績報告書の記載内容についての十分な把握を行っていない。</p> <p>県は市町村に対して補助金を交付したボランティア団体等から補助金の使用を証する証憑を提出させ、適正に使用されていることを確認するよう指導する必要があるが、100%市町村に任せきりにせず、県としてもチェック機能を働かせ、収支計算書等の記載内容に疑義・異常がある場合には積極的に内容を把握し補助金が適正に使用されていることを確認すべきである。〔意見〕</p>	<p>平成23年3月31日付けで補助金交付要綱を改正し、補助金の使途について把握するための報告様式を追加した。</p>	対応済み
128 (2)		<p>(1) 「正確な書類作成」 「支出命令書」の単純な記載誤りにつき、「支出命令書」は補助金の支出行為を承認したという証拠を残すものであって、県の承認権限者は、当該書類を承認する際の確認を徹底する必要がある。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「正確な補助金等交付申請書の作成」 この補助金に関しては、「補助金等交付申請書」作成会社が他の航空会社分をまとめて申請を行っ</p>	<p>平成22年度の支出命令書の作成から、班内において複層的なチェックを行っている。</p> <p>平成22年度において、補助金交付申請者に対し、補助金の交付申請にあたっては、関係各社の最新情</p>	対応済み

報を把握の上、正確な補助金等交付申請書を作成するよう指導した。

ているが、同社は「補助金等交付申請書」作成時、他社の作業単価に変更があったことの認識がななく、予定事業金額算出に際し前年度分の作業単価を使用したため、計画時の金額と実績に差異が生じた。

「補助金等交付申請書」は、計画時の事業必要金額を算出、報告し、より効果的な補助金配分金額を決定する資料である。県は、「補助金等交付申請書」作成会社に対して、関係各社から積極的に作成時点の最新情報を収集し、より正確な「補助金等交付申請書」を提出するよう、指導すべきである。〔指摘事項〕

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
教総—————1889
平成23年10月14日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県教育委員会

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成21年度包括外部監査（指定管理者制度の運用状況について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概要 の頁)	事 項	指摘・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
6 2 (8)	第5 外部監査の結論 一 論点別一 III 直営施設について 1 カテゴリー毎の監査意見 ⑤ カテゴリー5	試験研究機関、教育機関等であるという理由で当初から直営を継続するとしていた13施設のうち、平成21年の現在、10施設が直営となっている。 生涯学習センター（本館）については、教育施設としての信頼性を確保するため直営としているが、生涯学習センター（分館）は指定管理者制度を導入しており本館のみ直営としていることの合理性がない。今後導入に向けた検討を行う必要がある。〔意見〕	秋田県は昭和45年から生涯学習に取り組む生涯学習先進県である。生涯学習センターは、昭和55年の開所以来、本県の生涯学習推進の中核機関として、本県の生涯学習を牽引している。 これまで、生涯学習センターが核となって県機関、大学等高等教育機関、社会教育団体、全市町村、公民館、ボランティア団体等とのネットワークを形成し、全県域に生涯学習の機会と情報を提供してきた。 また、専門的な知識技能をもつ社会教育主事により、先進的な生涯学習の調査研究を進め、時代の要請や地域の実情にあった企画・講座をタイムリーに打ち出してきた。 さらに、生涯学習センター職員との助言や相談対応により、ボランティア団体、生涯学習グループ等に対し「自らが企画し学ぶ場」を提供してきた。 このように、県ならではの役割機能があることから、今後も、直営で管理運営を行うものである。	対応困難	生涯学習課

平成22年度包括外部監査（秋田県における補助金の執行事務について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概要 の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
1 2 9 (2)	62 私立学校運営費補助金（一般補助）	(1) 「補助対象経費の定め方」 この事業の補助対象経費の範囲について、県は交付要綱上明確な定めを行っておらず、補助金の申請時に学校法人等に提出を求めている事業実施	補助対象経費については、平成24年度から交付要領の中で明確にすることとした。	対応済み	教育庁総務課 幼保推進課

計画書において、学校会計基準で定められている経常的経費支出の内、退職金支出を除く人件費支出、渉外費支出を除く教育研究経費支出を対象として認める旨記載しているのみである。
 県は交付要綱等において補助対象経費を明確にすべきである。〔指摘事項〕

(8)

(1) 「人件費割にかかると問題点」

県では、各私立高等学校において給与規程が異なることから、人件費に対する補助金額を算定するための統一的な指標として、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を準用して平均給与額を算出している（以下この項で「標準人件費」という）。また、実際に支給された人件費総額とこの標準人件費総額とを比較し、いずれか少ない額を人件費割の配分基準としている。しかし、標準人件費は収容定員を基準に算出されるため、実際の生徒数が収容定員より少ない場合には、実生徒数が収容定員を満たしている場合に比べ標準人件費は高めに計算される。その結果、一部の教職員に高額な人件費を支払っている場合であっても、補助金の予算総額が決められていることから、標準人件費総額が補助金配分の計算基礎になることにより、補助金の配分額が相対的に他の学校法人より多くなる可能性がある。

県は、私立高等学校の人件費割の配分計算にあたり、収容定員による標準人件費総額を算出するのではなく、実員より算出する等の見直しを検討すべきである。〔意見〕

(8)

(2) 「補助金の配分基準」

財政的に自立しており、明らかに他と比べ高額な給与を支払っている学校法人に対し、そうではない場合同様に補助金を一律に交付することの是非を検討する必要がある。

学校法人が経営努力を行った結果黒字化し財務内容が良くなるのであれば、そのような学校法人に対する優遇策を別途講じればよいのであって、一律に補助金を交付しても、この補助事業の目的である「私立学校教育の振興」が果たされ

対応済み

配分基準の人件費割の算出の際に基準としている人件費は、県内私立学校教職員の平均給与額等を基にしていることから、一部の教職員に高額な給与を支払っていたことのみをもって、補助金が当該校に多く配分されることはないが、平成23年度の標準人件費の算出については、次のとおりとすることとした。

学校の教職員体制は、募集定員を前提としていることから、生徒数の実員ではなく募集定員による定数配分基準としたほか、平均給与額を算出する際の人件費については、より妥当な基準となるよう県立高等学校の状況を勘案して、一人当たりの上限額を1,000万円に設定することとした。

対応困難

当該補助金は、修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、県内の私立学校に通う園児・生徒が継続して教育を受けられるよう支援しているものである。

現行の配分基準は、人件費割、生徒数割など5つの項目により積算している。これは、生徒数の一時的な増減があっても、一定数の教員を確保し、十分な教育を継続的に行うことが必要であり、また、規模の小さい学校法人等の経営を圧迫し、ひいては、

<p>136 (5)</p>	<p>63 私立学校運営費補助金(特別支援教育費補助)</p>	<p>(8) 「補助金の目的」 補助の目的について、交付要綱に「私立学校教育の振興を図る」といった抽象的な記載となっているだけであり、具体的な数値目標等は設けられていない。そのため、補助金の配分方法の妥当性、効果の判定について、これを計数的に測定できる状態にはなっておらず、効果の測定等は行われていない。 県は、補助金の配分基準や数値目標を掲げ、毎年目標を達成できたかどうかを判断し、達成した場合には相応の評価をし、未達の場合には改善を促すようにすべきである。〔意見〕</p>	<p>園児等が継続して教育を受けることができなくなる不利益を被ることのないよう助成しているものである。 少子化が進んでいる本県においては、経営努力だけでは財政的に自立できない学校法人等も多く、一定の基準で助成することは、経営の安定を図るとともに、継続して教育を受ける機会の確保につながるものと考えるところから、園児数のみによる配分方法など大幅な見直しは困難である。</p> <p>当該補助金は、私立学校の独自性を尊重しながら、保護者等の負担軽減を図るとともに、園児等が継続して教育を受けることができるよう支援しているものである。 今後も、継続して安定的な運営ができればよい助成に努めるが、学校毎に異なる学力状況の把握や入学後の学力の到達目標の設定については、統一的な指標もない現状では難しく、計数的に測定することは困難である。</p>	<p>対応困難</p>	<p>幼保推進課</p>
<p>(6)</p>	<p>(1) 「補助対象経費超過額の返還」 実績報告において補助交付額が補助対象経費を上回っているにもかかわらず、超過額が返還されていない場合がある。〔指摘事項〕</p> <p>(2) 「補助対象経費の実績報告」 実績報告において対象経費と障害の程度を比較した場合、同じような特殊学級で対応するようレベルの障害児に係る1人当たりの経費の実績について大きな差がある学校法人がある。 対象経費が平均より大きくかい離するような場合であっても、県は経費の額を検証することにより、この原因について検証を行っていない。実績報告を受け取った時点であっても、障害児1人当たりの経費等が他の学校法人と大きくかい離しているような場合には、実績報告書受領時に調</p>	<p>指摘に基づき、法人に対して返還請求を行い、超過額23千円を受領済みである。</p> <p>私立幼稚園では独自の教育方針のもと、対象となる園児の状況に合わせて、適正な人員配置等を行っている。このため、当該補助金の対象経費は幼稚園により異なってくるものであり、また、障害の程度がそのまま助成額に比例して反映されるものでもない。</p> <p>なお、指摘を踏まえ、平成22年度事業分から、正確を期すために勤務実態についても検査している。</p>	<p>指摘に基づき、法人に対して返還請求を行い、超過額23千円を受領済みである。</p> <p>私立幼稚園では独自の教育方針のもと、対象となる園児の状況に合わせて、適正な人員配置等を行っている。このため、当該補助金の対象経費は幼稚園により異なってくるものであり、また、障害の程度がそのまま助成額に比例して反映されるものでもない。</p> <p>なお、指摘を踏まえ、平成22年度事業分から、正確を期すために勤務実態についても検査している。</p>	<p>対応済み</p> <p>対応済み</p>	<p>幼保推進課</p>

<p>(11)</p>	<p>138 (8)</p>	<p>64 私立学校運営費補助金(預かり保育推進事業費補助)</p>	<p>(1) 「各学校法人への補助金額算出」 預かり保育料の保護者負担と補助金の相関関係について、園児1人当たりの補助金額が多い幼稚園の保護者の負担が軽く、補助金額が少ない幼稚園の保護者の負担が重い状況になっている場合がある。 この補助制度は、国の補助制度を利用した私立学校に対して行う事業であり、補助対象経費はあくまで私立学校の経常的経費であるが、保護者の経済的負担の公平性の観点からは問題がある。例えば、幼稚園にではなく、就園奨励費のように、園児＝保護者に対し補助金を交付し、幼稚園はそのサービス内容に合わせて、これまでは補助金分として差し引いていた額も上乗せした上で、預かり保育料を多様に設定すればより公平になる。県は改正の余地が十分にある制度であることについて国に申し入れを行うべきである。〔意見〕</p>	<p>当該補助金は、国の補助金交付要綱に則って実施しており、この要綱により上限額を設けられている関係から、結果として補助額が一定になる場合がある。 また、障害の程度が、そのまま助成額に比例して反映されるものでもない。 現在、各私立幼稚園では独自の教育方針のもと、対象となる園児の状況に合わせて事業を行っていることから、今後も当該補助は継続するものである。</p>	<p>対応困難</p>	<p>対応困難</p>	<p>幼保推進課</p>
<p>142 (4)</p>	<p>65 私立学校運営費補助金(生徒指導の充実費補助)</p>	<p>(1) 「実績報告書の記載内容」 実績報告書として記載していた実施状況の一部に、前年度と年度を変えただけと思われる実施状況に記載されているものがあつた。 具体的には、事業計画に記載されている平成20年度の利用者数、利用回数と実績報告に記載されている平成21年度の利用者数、利用回数が全く同じであつた。</p>	<p>平成22年度中に、平成21年度分の正しい実績報告書の提出を求め、受理・確認をした。 なお、当該補助金は、平成21年度をもって廃止している。</p>	<p>対応済み</p>	<p>教育庁総務課</p>		

<p>143 (8)</p>	<p>66 日本私立学校振興・共済事業団補助金</p>	<p>利用者数、利用回数などの情報は、事業を評価する重要な情報であり、このような事実と異なる実績報告書を提出したことは問題である。県は正しい実績報告書を提出することを徹底させるべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>(1) 「補助対象者の長期運用勘定の毀損に対する認識不十分」 私立学校教職員に対する長期給付の財源となるべく本来であれば保守的な運用がなされるべき財産に対し、補助金の交付を受けながら安全な運用を行わず、都道府県からの補助金合計(平成20年度及び21年度合計13,448百万円)を大幅に上回る運用損(同119,437百万円)を計上し、十分な説明もせず損失発生者の責任もとらない日本私立学校振興・共済事業団に県民の税金を投じなければならぬのか理解に苦しむところである。 県は事業団から必要な説明を受け、損失発生者の責任を追及するとともに、安全な運用を行うよう事業団に申し入れを行うべきである。また、今後安全な運用を行わず、損失が発生するようであれば、この補助事業について廃止を含めた対応も検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>教育庁総務課</p>	<p>教育庁保健体育課</p>
<p>146 (5)</p>	<p>67 秋田県高等学校体育連盟補助金</p>	<p>(1) 「適切な領収証の徴求」 体育連盟が体育大会運営のため個人からトラックを借り、その謝礼として贈呈するため商品券を購入したことに関し、事業実績報告書に販売店からの領収証が添付されている。しかし、この領収証だけでは体育連盟が販売店から購入を行った事実を確認できるもの、謝礼として贈呈したことについての確認ができることにはならない。 県は、体育連盟に対し贈呈した個人から領収証を入手し、事業実績報告書に添付するよう指導する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>当該補助金は、県内の私立学校教職員の福利厚生を図るため、事業団が行う私立学校教職員の年金拠出等長期給付事業に対して助成しているものである。これは、私立学校教職員の掛金の負担軽減を図るものであり、最終的な負担先である事業団に交付しているが、事業団全般の運営費に助成しているものではない。 今後、私立学校の振興及び教職員の負担軽減の観点から、当該補助を継続するものである。</p>	<p>対峙困難</p>	<p>対峙済み</p>
<p>146 (5)</p>	<p>67 秋田県高等学校体育連盟補助金</p>	<p>(1) 「適切な領収証の徴求」 体育連盟が体育大会運営のため個人からトラックを借り、その謝礼として贈呈するため商品券を購入したことに関し、事業実績報告書に販売店からの領収証が添付されている。しかし、この領収証だけでは体育連盟が販売店から購入を行った事実を確認できるもの、謝礼として贈呈したことについての確認ができることにはならない。 県は、体育連盟に対し贈呈した個人から領収証を入手し、事業実績報告書に添付するよう指導する必要がある。〔指摘事項〕</p>	<p>適切な領収書の徴求については、平成22年度中に秋田県高等学校体育連盟に対し、贈呈した個人から領収書を手渡し、事業実績報告書の添付書類として県に提出するよう指導を行い、領収書の受理・確認をした。</p>	<p>対峙済み</p>	<p>教育庁保健体育課</p>

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県警察本部長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭
秋本務第1092号
平成23年10月13日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県警察本部長

平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度包括外部監査において指摘事項として提出された事項に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成22年度包括外部監査（秋田県における補助金の執行事務について）の結果に基づき講じた措置

報告書頁 (報告書概要 の頁)	事 項	監査の結果・意見の概要	措 置 の 概 要	措置状況	担当課
147 (5)	68 防犯協会連合会補助金	<p>(1) 「補助対象経費の確認」 防犯協会連合会の経費は殆どが補助要件に合致する事業に対して使用されるが、一部には秋田県警察官友の会への負担金等補助経費とならないものも含まれている。 県は実績報告書及びその添付資料である一般会計収支計画書を入力し、補助金の使用内容について確認を行っているが、平成21年度の総支出額が6百万円であり、補助金交付額の1百万円を大きく上回ったことから、対象経費が支給額を上回っていることは間違いないとして補助事業は適正に行われたものという結論に至っており、詳細な検討を行っていない。 しかし、過去において多くの経費が補助対象であるような状況であっても、補助対象経費の額を算出し、補助交付額がそれを下回ることを確認すべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>当課では、監督対象法人である秋田県防犯協会連合会に対して、補助金包括外部監査に伴う指摘事項を改善し、適正な県補助事業に資するため、補助金の使用を交付要綱に定められた補助対象事業経費にあてて、補助対象経費額を算出するように指導している。 また、年度末の3月31日期限の県に対する実績報告書を作成するに当たっては、補助事業の金額と補助事業以外の金額とを精査することを昨年11月末から指導している。 その結果、平成22年度の補助金交付額は1,478,000円であるが、要綱に定められている補助事業対象の支出額は2,225,862円であり、補助金交付額が下回ることを確認した上で、平成23年度の予算案策定において、要綱に定める項目の予算を組むように指導し、確認の上、提出させている。 (措置終了時期～H23.3.31)</p>	対応済み	生活安全企画課
(6)		<p>(2) 「実績報告書の確認」 県の事務処理上、3月31日に「実績報告書」の提出が必要であり、その時点では、「仮」の決算書での検査確認もやむを得ないが、この場合であっても、確定した決算書を入力後、確定した決算書により確認・修正を行うべきである。〔指摘事項〕</p>	<p>本年5月24日に開催された総会において、前年度の決算及び本年度の予算案が承認・確定したことから、本年3月31日期限の県に提出された決算書と相違がないか検証した結果、相違はなかったことを確認した。 なお、本年度からは、毎月末に、要綱に定められた補助金支出が行われているか確認している。</p>	対応済み	生活安全企画課

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号